



平成 26 年 2 月 5 日

各 位

会 社 名 マ ツ ダ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 小 飼 雅 道
コ ー ド 番 号 7 2 6 1
問 合 せ 先 財 務 本 部 副 本 部 長 兼 経 理 部 長 前 田 真 二
TEL. 082-282-1111

株式併合、単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 2 月 5 日開催の取締役会において、平成 26 年 6 月開催予定の第 148 回定時株主総会に株式の併合（5 株を 1 株に併合）、単元株式数の変更（1,000 株から 100 株に変更）及び発行可能株式総数の変更（60 億株から 12 億株に変更）に係る議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本件に係る定款の一部変更等を含む株主総会付議議案につきましては、平成 26 年 5 月に取締役会にて決議する予定です。

記

1. 株式の併合

(1) 併合の目的

東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する内国会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目指しています。当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 100 株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）とするために、5 株を 1 株に併合することを予定しております。また本株式併合は、東京証券取引所（市場第一部）に上場している同業及び同規模他社との比較から、時価総額に対する普通株式の発行済株式総数の適正化を図るものです。

(2) 併合の内容

- | | |
|------------|---|
| ①併合する株式の種類 | 普通株式 |
| ②併合の方法・比率 | 平成 26 年 8 月 1 日（金）をもって、平成 26 年 7 月 31 日（木）の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式数を基準に、5 株につき 1 株の割合をもって併合いたします。 |

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 25 年 9 月 30 日現在）	2,999,377,399 株
株式併合により減少する株式数	2,399,501,920 株
株式併合後の発行済株式総数	599,875,479 株

（注）「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

（3）併合により減少する株主数

本株式併合を行った場合、5株未満の株式を所有されている株主様 885 名（その所有株式数の合計は 1,395 株）が株主たる地位を失うこととなります。

なお、本株式併合の効力発生日までは、会社法第 194 条第 1 項及び当社定款第 9 条の定めにより、所有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができるとともに、会社法第 192 条第 1 項の定めにより、その単元未満株式を買取を当社に請求することができます。

平成 25 年 9 月 30 日現在の株主構成の割合

所有株式数	株主数(割合)	所有株式数(割合)
総株主	121,220 名(100.0%)	2,999,377,399 株(100.0%)
5株未満(1株～4株)所有株主	885 名(0.7%)	1,395 株(0.0%)
5株以上所有株主	120,335 名(99.3%)	2,999,376,004 株(100.0%)

（4）1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条により、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

（5）併合の条件

平成 26 年 6 月に開催予定の当社第 148 回定時株主総会において、本株式併合に係る議案並びに単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

（1）変更の理由

上記「1. 株式の併合（1）併合の目的」に記載のとおり、全国証券取引所が発表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するものであります。

(2) 変更の内容

平成 26 年 8 月 1 日（金）をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

平成 26 年 6 月に開催予定の当社第 148 回定時株主総会において、株式併合に係る議案並びに本単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 発行可能株式総数の変更

(1) 変更の目的

上記「1. 株式の併合（2）併合の内容」に記載した株式併合による当社株式の発行済株式総数の減少を勘案し、株式併合の割合に合わせて、発行可能株式総数を 60 億株から 12 億株に変更するものであります。

(2) 変更の内容

平成 26 年 8 月 1 日（金）をもって、発行可能株式総数を 60 億株から 12 億株に変更いたします。

(3) 変更の条件

平成 26 年 6 月に開催予定の当社第 148 回定時株主総会において、株式併合に係る議案並びに単元株式数の変更及び本発行可能株式総数の変更に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 主要日程

取締役会開催日	平成 26 年 2 月 5 日
取締役会開催日（株主総会の招集の決議）	平成 26 年 5 月（予定）
定時株主総会開催日	平成 26 年 6 月（予定）
株式併合の効力発生日	平成 26 年 8 月 1 日（予定）
単元株式数変更の効力発生日	平成 26 年 8 月 1 日（予定）
発行可能株式総数の効力発生日	平成 26 年 8 月 1 日（予定）

※ 定款の一部変更（単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更）につきましては、株主総会付議議案を取締役会で決議した後、平成 26 年 5 月に開示する予定です。

※ 上記のとおり、本株式併合及び単元株式数変更の効力発生日は平成 26 年 8 月 1 日ですが、株式の売買後の振替手続の関係で、株式会社東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 26 年 7 月 29 日です。

以上

添付資料：（ご参考）株式併合及び単元株式数の変更に関する Q&A

(ご参考) 株式併合及び単元株式数の変更に関するQ & A

Q 1 株式併合、単元株式数変更とはどのようなことですか。

A. 株式併合は、複数の株式をあわせてそれより少ない数の株式とするものです。

また、単元株式数の変更は、株式の議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。

今般、当社では5株を1株とする株式併合と単元株式数を1,000株から100株に変更することを予定しております。

Q 2 株式併合、単元株式数変更の目的は何ですか。

A. 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所では、上場する内国会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を100株に統一することを目指しています。これは、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目指しているものであり、当社といたしましても、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、対応することとしたものです。

また、証券取引所は、投資家にとって望ましい投資単位(1売買単位あたりの価格)を5万円以上50万円未満としており、単に当社株式の単元株式数を100株に変更しますと、現状の株価水準からみて、望ましい投資単位とはならない可能性があることから、併せて5株を1株に株式併合することを予定しております(株式併合実施後の100株は、併合実施前の500株に相当することから、併合後の理論上の株価は併合前の5倍となりますが、単元株式数は10分の1(1,000株→100株)となりますので、実質的には投資単位は併合前の2分の1となります。)

また本株式併合は、東京証券取引所(市場第一部)に上場している同業及び同規模他社との比較から、時価総額に対する普通株式の発行済株式総数の適正化を図るものです。

Q 3 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成26年7月31日最終の株主名簿に記載された株式数に5分の1を乗じた株式数(1に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます)となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、株式併合及び単元株式数変更の効力発生の前後で、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例①	2,000株	2個	400株	4個	なし
例②	1,100株	1個	220株	2個	なし
例③	1,026株	1個	205株	2個	0.2株
例④	500株	0個	100株	1個	なし
例⑤	453株	0個	90株	0個	0.6株
例⑥	4株	0個	0株	0個	0.8株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記の例③、⑤、⑥のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払金額（端数株式相当分の処分代金）は、平成26年9月頃にお送りすることを予定しております。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増しまたは買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記（※）の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

効力発生前のご所有株式数が5株未満の場合（上記の例⑥のような場合）は、株式併合により、すべてのご所有株式数が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

Q4 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

- A. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。確かに、ご所有の株式数は、併合前の5分の1となりますが、逆に、1株あたりの純資産額は5倍となるためです。また、株価についても、理論上は、併合前の5倍となります。

Q5 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

- A. 特段のお手続きの必要はございません。

なお、上記Q3に記載のとおり、5株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。なお、株式併合前のご所有株式数が5株未満の株主様は当社株式の保有機会を失うこととなります。

Q6 株式併合後も単元未満株式の買増しや買取りをしてもらえますか。

A. 株式併合の効力発生前と同様、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様（上記Q3の例②、③、⑤のような場合）は、単元未満株式の買増しまたは買取り制度をご利用いただけます。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または後記（※）の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q7 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A. 次のとおり予定しております。

平成26年5月	取締役会開催日（株主総会の招集の決議）
平成26年6月	定時株主総会開催日
平成26年7月17日	株式併合公告日
平成26年7月28日	現在の単元株式数（1,000株）での売買最終日
平成26年7月29日	当社株式の売買単位が100株に変更 株式併合の効果が株価に反映
平成26年8月1日	株式併合、単元株式数変更及び発行可能株式総数変更の効力発生日

※ 当社の株主名簿管理人：

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
〒168-0063 東京都杉並区和泉2丁目8番4号
電話： 0120-782-031（フリーダイヤル）
受付時間 9:00～17:00（土・日・祝祭日を除く）

以上